

優良農地確保・有効利用対策事業費補助金等交付要綱

制定 平成23年4月1日付け22農振第2123号
最終改正 平成28年4月1日付け28農振第2261号

各 地 方 農 政 局 長
内閣府沖縄総合事務局長
北 海 道 知 事

} 殿

農林水産事務次官

(通則)

第1 優良農地確保・有効利用対策事業費補助金等（以下「補助金」という。）の交付については、農家負担金軽減支援対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2304号農林水産事務次官依命通知）、東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業実施要綱（平成23年5月2日付け23農振第315号農林水産事務次官依命通知）、被災土地改良区復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23農振第1941号農林水産事務次官依命通知）、特殊自然災害対策施設緊急整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2113号農林水産事務次官依命通知）、ため池等汚染拡散防止対策実証事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2121号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 補助金は、優良農地の確保と有効利用の促進、災害に強い農村づくり及び東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に由来する放射性物質の農業用排水施設からの拡散防止を図ることを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、別表の補助事業者の欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）が行う下記に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 農家負担金軽減支援対策事業
- (2) 東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業
- (3) 被災土地改良区復興支援事業
- (4) 特殊自然災害対策施設緊急整備事業
- (5) ため池等汚染拡散防止対策実証事業

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

第4 次に掲げる流用をしてはならない。

- (1) 別表の区分の欄に掲げる1から5までの事業に係る経費の相互間の流用
- (2) 別表の区分の欄に掲げる1及び2の事業に対応する経費のうち(1)の経費から(2)の経費への流用
- (3) 別表の区分の欄に掲げる3の事業に対応する経費のうち(1)及び(2)の経費から(3)

の経費への流用

(4) 別表の区分の欄に掲げる4の事業に対応する経費のうち(1)と(2)の経費の相互間の流用

(申請手続)

- 第5 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び交付規則第2条に規定する交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、正副2部を地方農政局長等（別表の区分の欄に掲げる1から4までの事業を実施する補助事業者にあつては大臣。以下同じ。）に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

- 第6 交付規則第2条の規定による申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

- 第7 地方農政局長等は、第5第1項の規定による申請書の提出があつたときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に補助金交付決定の通知を行うものとする。

(申請の取下げ)

- 第8 補助事業者は、適正化法第9条第1項、交付規則第4条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を地方農政局長等に提出しなければならない。

(契約)

- 第9 補助事業者（地方公共団体以外の補助事業者に限る。）は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、地方農政局長等に届けなければならない。
- 2 補助事業者（地方公共団体以外の補助事業者に限る。）は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- 3 補助事業者（地方公共団体以外の補助事業者に限る。）は、第2項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

- 第10 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、交付規則第3条第1号の規定に基づき、別記様式第3号による変更等承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第11

に定める軽微な変更を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第11に定める軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 地方農政局長等は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(軽微な変更)

第11 交付規則第3条第1号イ及びロに規定する大臣が定める軽微な変更は、別表に定めるところによる。

(事業遅延の届出)

第12 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、交付規則第3条第2号の規定に基づき、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第13 適正化法第12条の規定に基づく補助事業の遂行状況報告は、補助金の交付決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日において別記様式第4号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、地方農政局長が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

2 地方農政局長等は、前項に定める時期のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告)

- 第14 補助事業者は、補助事業を完了したときは、交付規則第6条第1項の規定に基づき、その日から、1ヶ月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、別記様式第5号による実績報告書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。
- 2 第5第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - 3 第5第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第6号による消費税等相当額報告書を速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第15第1項の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第15 地方農政局長等は、第14第1項の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。
- 2 地方農政局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
 - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体が当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

- 第16 地方農政局長等は、第10の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 地方農政局長等は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 地方農政局長等は、第1項(1)から(3)までの取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第15第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第17 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第18 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の規定により大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、交付規則第5条により定める処分制限期間（以下単に「処分制限期間」という。）とする。
- 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
- 4 第17第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第19 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、交付規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等においては、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え別記様式第7号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(補助金調書)

第20 補助事業者（地方公共団体に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別記様式第8号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(交付決定額の下限)

第21 交付決定額の下限は、次のとおりとする。

- (1) 都道府県にあつては、9,500万円
- (2) 市町村、地域協議会及び農業者等の組織する団体にあつては、950万円
- (3) その他の補助事業者にあつては、3,500万円

ただし、地方農政局長等が特に必要と認めるとき及び交付先の選定を公募により行うときはこの限りではない。

(報告)

第22 補助事業者のうち一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人にあつては、この補助金に係る補助金等支出明細書（別記様式第9号）を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、交付を受けた年度の翌年度の6月末日までに大臣に報告するものとする。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第23 補助事業者は間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第9から第20までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

附 則

- 1 平成24年度までに採択された優良農地確保・有効利用対策事業費補助金等交付要綱の一部改正について（平成26年4月1日付け25農振第2275号農林水産事務次官依命通知）による改正前の優良農地確保・有効利用対策事業費補助金等交付要綱別表1の区分の欄に掲げる4から8までの事業については、なお従前の例による。
- 2 平成27年度までに採択された優良農地確保・有効利用対策事業費補助金等交付要綱の一部改正について（平成28年4月1日付け27農振第2261号農林水産事務次官依命通知）による改正前の優良農地確保・有効利用対策事業費補助金等交付要綱別表1の区分の欄に掲げる6の事業については、なお従前の例による。

別表（第3及び第11関係）

区 分	経 費	補助率	補助事業者	事業実施主体	軽 微 な 変 更	
					経費の配分の変更	事業の内容の変更
					次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
1 農家負担金軽減支援対策事業	補助事業者が農家負担金軽減支援対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2304号農林水産事務次官依命通知）第3の規定に基づいて行う事業に要する以下の経費 (1) 利子補給金等 (2) 農家負担金軽減支援対策事業の実施に必要な事務費	定 額	農林水産省農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体	補助事業者の欄に同じ		事業実施主体の変更
2 東日本大地震被災地域土地改良負担金償還助成事業	補助事業者が東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業実施要綱（平成23年5月2日付け23農振第315号農林水産事務次官依命通知）第3の規定に基づいて行う事業に要する以下の経費 (1) 東日本大震災償還助成金 (2) 東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業の実施に必要な事務費	定 額	農林水産省農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体	補助事業者の欄に同じ		事業実施主体の変更
3 被災土地改良区復興支援事業	補助事業者が被災土地改良区復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23農振第1941号農林水産事務次官依命通知）第3の規定に基づいて行う事業に要する以下の経費 (1) 被災土地改良区運営資金借入助成金 (2) 被災土地改良区復旧支援助成金 (3) 被災土地改良区復興支援事業の実施に必要な事務	定 額	農林水産省農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体	補助事業者の欄に掲げる者並びに土地改良区及び土地改良区連合		事業実施主体の変更
4 特殊自然災害対策施設緊急整備事業	補助事業者が特殊自然災害対策施設緊急整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2113号）第2の規定に基づいて行う以下の事業に要する経費 (1) 事業費 ア 共同利用施設整備 イ 関連基盤整備	当該事業費の1/2以内	都道府県	市町村、農業協同組合、土地改良区、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及び農村振興局長が別に定める基準を満たす農業者の組織する団体		(1) 事業実施主体の変更 (2) 事業実施項目の新設

	ウ 営農体系改善活動 (2) 附帯事務費					
5 ため池等 汚染拡散防 止対策実証 事業	補助事業者がため池等汚染拡散防止対策実証事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2121号）第2の規定に基づいて行う以下の事業に要する経費 汚染拡散防止対策工の検討・実証	定 額	県	県、市町村、土地改良区、土地改良区連合及び土地改良事業団体連合会		(1) 事業実施主体の変更 (2) 事業実施地区の変更

別記様式第1号（第5関係）（その1）

平成〇〇年度優良農地確保・有効利用対策事業費補助金等（農家負担金軽減支援対策事業）交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
団 体 名 氏 名 印
代 表 者

平成〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので優良農地確保・有効利用対策事業費補助金等交付要綱第5の規定により、〇〇〇円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（又は実績）

(1) 利子補給金等

事 項	内 容	摘 要

(2) 農家負担金軽減支援対策事業の実施に必要な事務費

事 項	内 容	摘 要

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する経費（又は補助事業に要した経費）（A+B） 円	負 担 区 分		積算の基礎 円	備 考
		国庫補助金 （A） 円	そ の 他 （B） 円		
(1) 利子補給金等					
(2) 農家負担金軽減支援対策事業の実施に必要な事務費					
合 計					

（注）備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 事業完了（予定）年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 （又は本年度精算額） 円	前年度予算額 （又は本年度予算額） 円	比 較 増 減		備 考
			増 円	減 円	
国庫補助金					
そ の 他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 （又は本年度精算額） 円	前年度予算額 （又は本年度予算額） 円	比 較 増 減		備 考
			増 円	減 円	
(1) 利子補給金等					
(2) 農家負担金軽減支援対策事業の実施に必要な事務費					
合 計					

6 添付資料

- (1) 補助事業者の定款等の団体規程
- (2) 補助事業者の資産及び負債に関する事項
- (3) 補助事業者の収支予算（収支決算）

（注）計画変更又は実績報告にあつては、添付資料の提出を省略することができる。ただし、既に提出した添付資料に変更があった場合は、この限りでない。

別記様式第1号（第5関係）（その2）

平成〇〇年度優良農地確保・有効利用対策事業費補助金等（東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業）
交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
団 体 名 者
代 表 氏 名 印

平成〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので優良農地確保・有効利用対策事業費補助金等交付要綱
第5の規定により、〇〇〇円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（又は実績）

(1) 東日本大震災償還助成金

事 項	内 容	摘 要

(2) 東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業の実施に必要な事務費

事 項	内 容	摘 要

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する経費（又は補助事業に要した経費）（A+B）	負 担 区 分		積算の基礎	備 考
		国庫補助金 (A)	そ の 他 (B)		
(1) 東日本大震災償還助成金	円	円	円	円	
(2) 東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業の実施に必要な事務費					
合 計					

（注）備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 事業完了（予定）年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
国庫補助金 そ の 他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
(1) 東日本大震災償還助成金	円	円	円	円	
(2) 東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業の実施に必要な事務費					
合 計					

6 添付資料

- (1) 補助事業者の定款等の団体規程
- (2) 補助事業者の資産及び負債に関する事項
- (3) 補助事業者の収支予算（収支決算）

（注）計画変更又は実績報告にあつては、添付資料の提出を省略することができる。ただし、既に提出した添付資料に変更があった場合は、この限りでない。

別記様式第1号（第5関係）（その3）

平成〇〇年度優良農地確保・有効利用対策事業費補助金等（被災土地改良区復興支援事業）交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
団 体 名 氏 名 印
代 表 者

平成〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので優良農地確保・有効利用対策事業費補助金等交付要綱第5の規定により、〇〇〇円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（又は実績）

(1) 被災土地改良区運営資金借入助成金

事 項	内 容	摘 要

(2) 被災土地改良区復旧支援助成金

事 項	内 容	摘 要

(3) 被災土地改良区復興支援事業の実施に必要な事務費

事 項	内 容	摘 要

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する経費（又は補助事業に要した経費） (A+B) 円	負 担 区 分		積算の基礎 円	備 考
		国庫補助金 (A) 円	そ の 他 (B) 円		
(1) 被災土地改良区運営資金借入助成金					
(2) 被災土地改良区復旧支援助成金					
(2) 被災土地改良区復興支援事業の実施に必要な事務費					
合 計					

(注) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 事業完了（予定）年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額) 円	前年度予算額 (又は本年度予算額) 円	比 較 増 減		備 考
			増 円	減 円	
国庫補助金 そ の 他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額) 円	前年度予算額 (又は本年度予算額) 円	比 較 増 減		備 考
			増 円	減 円	
(1) 被災土地改良区運営資金借入助成金					
(2) 被災土地改良区復旧支援助成金					
(3) 被災土地改良区復興支援事業の実施に必要な事務費					
合 計					

6 添付資料

- (1) 補助事業者の定款等の団体規程
- (2) 補助事業者の資産及び負債に関する事項
- (3) 補助事業者の収支予算（収支決算）

(注) 計画変更又は実績報告にあつては、添付資料の提出を省略することができる。ただし、既に提出した添付資料に変更があつた場合は、この限りでない。

別記様式第1号（第5関係）（その4）

平成〇〇年度優良農地確保・有効利用対策事業費補助金等（特殊自然災害対策施設緊急整備事業）交付申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

住 所
団 体 名
代 表 者 氏 名 印

平成〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので優良農地確保・有効利用対策事業費補助金等交付要綱第5の規定により、〇〇〇円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（又は実績）

事 項	内 容	摘 要
特殊自然災害対策施設緊急整備事業		

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する経費（又は補助事業に要した経費）（A+B）	負 担 区 分		積算の基礎	備 考
		国庫補助金 (A)	そ の 他 (B)		
(1)事業費 ア 共同利用施設整備 イ 関連基盤整備 ウ 営農体系改善活動 (2)附帯事務費	円	円	円	円	
合 計					

（注）備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 事業完了（予定）年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
国庫補助金 そ の 他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
(1)事業費 ア 共同利用施設整備 イ 関連基盤整備 ウ 営農体系改善活動 (2)附帯事務費	円	円	円	円	
合 計					

6 添付資料

都道府県の補助金交付規程又は要綱（間接補助事業を行う場合に限る。）

（注）計画変更又は実績報告にあつては、添付資料の提出を省略することができる。ただし、既に提出した添付資料に変更があった場合は、この限りでない。

別記様式第1号（第5関係）（その5）

平成〇〇年度優良農地確保・有効利用対策事業費補助金等（ため池等汚染拡散防止対策実証事業）交付申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

住 所
団 体 名
代 表 者 氏 名 印

平成〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので優良農地確保・有効利用対策事業費補助金等交付要綱第5の規定により、〇〇〇円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（又は実績）

事 項	内 容	摘 要
ため池等汚染拡散防止対策 実証事業		

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要 する経費（又 は補助事業に 要した経費） (A+B)	負 担 区 分		積算の基礎	備 考
		国庫補助金 (A)	そ の 他 (B)		
ため池等汚染拡散防止対策実 証事業 汚染拡散防止対策工の検討 ・実証	円	円	円	円	
合 計					

（注）備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 事業完了（予定）年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算 額)	前年度予算額 (又は本年度予算 額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
国庫補助金 そ の 他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算 額)	前年度予算額 (又は本年度予算 額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
ため池等汚染拡散防止対策実 証事業 汚染拡散防止対策工の検討 ・実証	円	円	円	円	
合 計					

6 添付資料

県の補助金交付規程又は要綱（間接補助事業を行う場合に限る。）

（注）計画変更又は実績報告にあつては、添付資料の提出を省略することができる。ただし、既に提出した添付資料に変更があつた場合は、この限りでない。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所在地
商号又は名称
代表者

印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づき排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号（第10関係）

（1. 補助事業に要する経費の配分の変更又は内容を変更しようとする場合）

平成〇〇年度優良農地確保・有効利用対策事業費補助金等（〇〇事業）変更承認申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

（大臣の交付決定を受けている場合は大臣）

住 所
団 体 名
代表者名
印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、優良農地確保・有効利用対策事業費補助金等交付要綱第10の規定に基づき【補助金〇〇〇円の追加交付（減額承認）を受けたいので、】申請する。

（注） 金額の変更のない場合は、【 】の部分を除くこと。

記

1 変更の理由

2 変更計画の内容

（以下別記様式第1号（その1）から（その5）までの記に準じて作成すること。）

- （注） 1 表題の〇〇事業には、交付申請書の事業名を記載すること。
2 補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対象できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別記様式第3号（第10関係）

（2. 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合）

平成〇〇年度優良農地確保・有効利用対策事業費補助金等（〇〇事業）変更承認申請書

番 年 月 号 日

地方農政局長 殿

（大臣の交付決定を受けている場合は大臣）

住 所
団 体 名
代 表 者 名

印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり中止（又は廃止）したいので、優良農地確保・有効利用対策事業費補助金等交付要綱第10の規定に基づき申請する。

記

- 1 中止（又は廃止）の理由
- 2 中止（又は廃止）に伴う経費の配分の内容

- （注） 1 表題の〇〇事業には、交付申請書の事業名を記載すること。
2 補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と中止（又は廃止）後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対象できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

平成〇〇年度優良農地確保・有効利用対策事業費補助金等（〇〇事業）遂行状況報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

（大臣の交付決定を受けている場合は大臣）

住 所
団 体 名
代 表 者 名
印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について優良農地確保・有効利用対策事業費補助金等交付要綱第13の規定により、その事業遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- （注） 1 表題の〇〇事業には、交付申請書の事業名を記載すること。
 2 区分欄には、別記様式第1号の（その1）から（その5）までの記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
 3 「事業費」の欄には、利子補給金、助成金の支払金額、施設整備工事等の出来高を金額に換算した額を記載すること。

平成〇〇年度優良農地確保・有効利用対策事業費補助金等（〇〇事業）実績報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

（大臣の交付決定を受けている場合は大臣）

住 所
団 体 名
代表者名
印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、優良農地確保・有効利用対策事業費補助金等交付要綱第14第1項の規定により、その実績を報告する。

【また、併せて精算額として〇〇〇円の交付を請求する。】

記

（注）

- 1 表題の〇〇事業には、交付申請書の事業名を記載すること。
- 2 精算額がない場合は、【 】の部分を除くこと。
- 3 記の記載様式は、3による場合を除き別記様式第1号に準ずるものとする。また、間接補助金の交付をしている場合にあつては、間接補助金の交付が完了した年月日を、記に記載するものとする。
- 4 事業の実績が交付申請の内容と同様のときは、記の記載を「事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」とし、それ以外の記載を省略することができる。また、変更が軽微な場合は、事業計画書の写しに変更箇所を加筆修正したものを添付し、記の記載を「別紙のとおり」とし、それ以外の記載を省略することができる。
- 5 添付資料については、支払経費ごとに内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写しを添付すること。

別記様式第6号（第14第3項関係）

平成〇〇年度優良農地確保・有効利用対策事業費補助金等（〇〇事業）の仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 年 月 号 日

地方農政局長 殿

（大臣の交付決定を受けている場合は大臣）

住 所
団 体 名
代表者名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知があった事業について、優良農地確保・有効利用対策事業費補助金等交付要綱第14第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 （平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額）	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

- （注）1 表題の〇〇事業には、交付申請書の事業名を記載すること。
2 記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
① 消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
② 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し
③ 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる書類を併せて提出すること）
④ 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる書類

- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]
（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載
[]
（注）記載内容確認のため以下の資料を添付すること。なお、補助事業者等が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
① 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業主の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
② 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
③ 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

財 産 管 理 台 帳

事業主体名 _____

地区名		地区	事業実施年度			平成 年度		農林水産省所管補助金名							処分制限期間		処分の状況		摘要
事業 区分	事業の 内 容					工 期		経 費 の 配 分					耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内 容			
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負 担 区 分										
									国庫補 助金	都道府 県費	市町村 費	その他							
								円	円	円	円	円							
	計																		
	計																		
	合 計																		

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第8号（第20関係）

平成〇〇年度
農林水産省所管

〇 〇 補 助 金 調 書

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考	
補助事業名	交付決定の額	補助率	歳 入			歳 出								
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額		
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	円	
〇〇事業														
〇〇費														
〇〇費														
その他														

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。

別記様式第9号（第22関係）

平成〇〇年度補助金等支出明細書

1. 補助金等の名称			
2. 事業の目的及び内容			
(1) 目的			
(2) 具体的な内容			
3. 交付先の特例民法法人の名称			
4. 交付実績額			千円(A)
5. 補助金等における管理費			
(1) 人件費		千円	
(2) 一般管理費		千円	
(3) その他の管理費			
	内 容	金 額	
		千円	
		千円	
		千円	
	合 計	千円	
	合 計	千円	
6. 外部への支出			
(1) 外部に再補助等されているものに関する支出			
	支 出 内 容	支 出 先	金 額
			千円
			千円
			千円
	合 計		千円(B)
(2) (1)以外の支出			
	支 出 内 容	支 出 先	金 額
			千円
			千円
			千円
	合 計		千円
7. その他			
	内 容	金 額	
		千円	
		千円	
		千円	
	合 計	千円	
8. 再補助等の割合			% (B/A)

(注)

- 1 「5. 補助金等における管理費」について、「(1)人件費」には、当該補助金等の事業に携わる当該特例民法法人の職員等の人件費を、「(2)一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費（賃借料、光熱水料費、租税公課等）を記入する。なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3)その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 2 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1)外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2)(1)以外の支出」に分類し、支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。

「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、①当該特例民法法人から第三者に交付されている補助金等、②補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの、とする。

なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(2)(1)以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該特例民法法人から直接支出していない場合、あるいは当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2)(1)以外の支出」に該当しない場合もある。

＜「(2)(1)以外の支出」の具体例＞

旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料／通訳料
- 3 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界が分かるように記入する。
- 4 「7. その他」については、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 5 「8. 再補助等の割合」については、「4. 交付実績額」に対する「6. (1)外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。